

北九州市地域中核企業等
成長促進トライアル補助金

Q & A

令和7年6月



1 対象となる事業者について

◆どのような事業者が対象となるのか。

北九州市内に本社（本店）を有する中小企業、中堅企業が対象となります。北九州市内に支店のみがある場合は対象となりませんので、ご注意ください。詳細は、募集要項の「2 補助対象者」の項目を参照してください。

◆個人事業主は対象となるのか。

対象となりません。会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第3条第2項に規定する特例有限会社であることが必要です。

◆法人の場合は、株式会社、有限会社、合同会社等の営利法人のみが対象なのか。

営利法人のみが対象です。

◆対象外となる業種はあるのか。

業種は限定していません。ただし、政治、宗教又は選挙に関わる事業、公序良俗に反する事業等は対象となりません。

◆風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に基づく事業を営む者も対象となるのか。

風営法第2条第5項及び同条第13項に定める「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を行う者は対象となりません。

◆いわゆる「みなし大企業」も対象となるのか。

対象となりません。ただし、国から「地域未来牽引企業」に選定されている企業であること、または、福岡県から「地域経済牽引事業計画」の認定を受けている企業である場合は除きます。

◆補助対象者の要件の中で、「直近3年間のうちいずれかの年度で、年間売上高が20億円以上30億円未満で、同期間の売上高成長率が10%以上」とあるが、10%以上とは3年間の平均なのか、単年度の増加率なのか。

直近3年間のいずれかの年度で、前年度からの売上高成長率が10%以上あることが必要です。

◆直近3年間の売上高が10億円に満たないが、補助金を申請することはできないか。

例えば、売上高8億円であっても、申請をすることは可能です。ただし、その場合は、「事業計画書」の中で、「売上高30億円達成に向けた具体的な取組」を記載していただき、その内容を審査することとなります。

◆「常時雇用する労働者」の定義を教えてください。

「常時雇用する従業員」とは、正社員、パート、アルバイトなどの名称にかかわらず、以下の①または②のいずれかに該当する従業員を指します。

①期間の定めなく雇用されている者

②過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者または雇い入れ時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者（一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用される者であってその雇用契約期間が反復更新されて、事実上①と同等と認められる者）

2 補助率・補助額について

（1）通常の場合（米国関税措置の影響を受けない場合）

◆新商品の開発のため、10万円の備品を購入するが、その費用のみを申請できるか。

補助金には、10万円という下限額を設けており、米国関税措置の影響を受けない場合は、補助率が1／3となるため、事業費30万円（税抜き）以上が対象となります。

そのため、10万円の備品購入のみでは、下限額に達しないため、補助金の交付申請はできません。

◆海外への販路拡大のため、450万円の事業費が見込まれるが、その1／3の150万円を補助してもらえるのか。

補助金には、100万円という上限額を設けています。

そのため、今回のケースでは、上限額に達するため、交付決定される補助金額は100万円が上限となります。

(2) 米国関税措置の影響を受ける場合

◆米国関税措置の影響を受けた又は受ける見込みがあるので、その適用を受けたいがどうすればよいか。

米国関税措置の影響を受ける企業については、優遇措置があります。その適用を受けたい場合は、「事業計画書」の「2-(2) 米国関税措置の影響」欄に必要事項を記載し、ご提出ください。(記入に当たっては、「記入要領」をご確認ください)

◆令和7年12月頃に米国関税措置の影響を受ける見込みだが、優遇措置を受けることができるか。

米国関税措置の影響を受ける企業の優遇措置については、その影響が今後見込まれる場合も適用を受けることができます。

ただ、その場合は、申請日の直近1ヶ月とその後2ヶ月の状況で判断することとなります。そのため、令和7年12月に出る場合には、優遇措置を受けることができません。

◆新商品の開発のため、10万円の備品を購入するが、その費用のみを申請できるか。

補助金には、10万円という下限額を設けており、米国関税措置の影響を受ける場合は、補助率が1/2となるため、事業費20万円(税抜き)以上が対象となります。

そのため、10万円の備品購入のみでは、下限額に達しないため、補助金の交付申請はできません。

3 申請手続きについて

(1) 全般

◆市内に複数の事業所があるが、事業所ごとに申請が可能か。

事業所ごとの申請はできません。法人登記を行っている事業者単位で申請を行ってください。

◆複数回に分けて申請することは可能か。

複数回に分けての申請はできません。1事業者あたり1度限り申請可能です。

◆複数の事業を始める予定だが、複数申請が可能か。

申請は1事業者につき1件までです。複数の事業をまとめて1つの申請書に記載することは可能ですが、複数申請はできません。

◆国の「事業再構築補助金」「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」「IT導入補助金」や北九州市の「DX推進補助金」「物価高騰に立ち向かう中小企業等に対する生産性向上支援助成金」といった別の補助金の採択・交付決定を受けたが、対象となるか。

これらの補助金を受けたもの、つまり併用は対象外となりますが、異なる事業、補助対象経費が別であれば申請可能です。

◆交付申請時に全ての見積りが必要か。

審査では、経費の妥当性も確認しますので、原則、申請時に見積りが揃っていることが必要です。

(2) 募集・受付・交付決定

◆補助金の交付申請の受付はいつまでか。

受付期間は令和7年6月2日（月）から令和7年8月1日（金）までです。
申請書類は、電子データ（PDF）でご提出ください。

◆補助金の募集の受付は、どのような方法で行うのか。

専門家による書面審査、面接（プレゼンテーション）審査を行った上で、採択事業者を決定します。「先着順」ではありません。

◆交付決定前に発注（補助事業への着手）を行ってよいか。

事前着手は認められません。交付決定後に事業に着手してください。

◆交付決定を受け取ったが、必ず補助金はもらえるのか。

交付決定は、補助金の交付を確約するものではありません。補助金の交付を受けるためには、交付決定をうけた事業計画に沿って、市の補助金交付規則、本補助金の交付要綱等の規定に従い、期限内に事業を完了し、提出期限までに実績報告を行っていただく必要があります。

◆**交付決定を受け取ったが、当該事業実施計画の関連経費は全て補助対象として実績報告してよいか。**

事業計画書に記載され、市が交付決定で認めた経費しか補助対象となりません。それ以外の経費は実績報告の対象とできません。

(3) 変更・中止

◆**交付決定後、事業計画の内容（経費内容や金額等）は途中で変更可能か。**

変更可能ですが、あらかじめ市に「補助事業変更承認書」を提出し、承認を得る必要があります。

- 取組む事業の内容が変わり、当初計画との同一性が認められない場合（新たな別事業とみなされる場合）

（例：【当初の計画】販路開拓⇒【変更後の計画】新商品・新サービス開発）

- 認定された事業計画にないものを購入する場合
- 変更により、事業目的の達成に支障を生じる場合や事業効率の低下をもたらす恐れのある場合
- 認定を受けた補助金の額を増額して事業を実施しようとする場合。ただし、この場合でも、補助金の額は、当初の交付決定額が上限となります。

◆**軽微な変更でも変更承認書の提出が必要なのか。**

交付決定を受けた申請内容と変わる場合は、軽微なものを含め必ず市担当課へ連絡してください。変更申請が必要かどうかの判断をさせていただきます。

◆**補助事業を中止（辞退）する場合は、どうしたらよいか。**

中止する場合は、あらかじめ市へ「補助事業変更承認書」を提出し、承認を得る必要があります。

4 補助対象経費について

(1) 全般

◆**消費税及び地方消費税は補助対象経費になるか。**

対象となりません。交付申請や実績報告の際は、すべて税抜きの金額で記載してください。

◆振込手数料は補助対象経費になるか。

対象となりません。

◆補助対象期間（令和8年2月27日まで）を超えて支払った経費は対象となるか。

対象となりません。納品が補助対象期間内に完了していても、補助対象期間を過ぎての支払いについては補助対象外となります。

◆計画提出後、採択前に発注したものの経費は補助対象となるか。

対象となりません。交付決定後に発注を行うようにしてください。

◆補助対象期間（令和8年2月27日まで）終了後に参加する展示会等の費用を補助計画期間内に前払いしたものは対象となるか。

対象となりません。補助事業期間中に支払いが終わっていても、まだ実施していない取組は対象となりません。

◆消耗品は補助金の対象となるか。

誘客イベント用の資材類、粗品景品代、開発用の資材類等、補助対象事業の取組について、新たに、直接必要となる消耗品は、補助対象経費に算入することができます。なお、既存事業用の資材類や既存店舗の既存事業に係る消耗品は、既存経費の振替えとして対象外となります。

◆人件費は補助金の対象となるか。

対象となりません。

◆固定費は補助金の対象となるか。

開発用に賃借したオフィス・倉庫の賃料、電気代や、新規出店する店舗やイベント用に賃借したオフィス・倉庫の賃料、光熱費等、新商品・新サービス開発、事業拡大・販路開拓に関して、新たに、直接必要となる固定費は補助対象経費の対象とはなりません。

◆オークション品は対象となるのか。

販売価格が適正価格か否か判断できないため、対象となりません。

◆中古品は対象となるのか。

対象となります。

◆導入した機械等のリース料は対象となるか。

対象となります。ただし、補助対象期間内の経費に限ります。

◆補助対象経費の対象外と対象内の内容が混在している場合はどうすればよいか。

対象外と対象内の経費が明確に区分できる場合は、補助対象経費として対象となります。工事などの共通経費については、対象内外の経費割合に応じて按分を行い、対象内の経費分に該当する金額のみを計上することが可能です。

◆市外の事業所に設置する設備等は補助対象となるか。

事業の実施場所は問いませんので、対象となります。

◆宿泊費や日当は補助対象となるか。

対象となります。ただし、宿泊費は申込・支払等の確認できる書類、日当は就業規則等による定めが必要となります。なお、社長（代表者）の日当は対象外です。

◆交通費で、グリーン車、ビジネスクラス等の経費も対象となるか。

グリーン車、ビジネスクラス等の特別に付加された料金については、補助対象外です。

◆飲食の経費を補助対象とすることができるか。

飲食に関する経費は対象外です。

◆建物の取得費用も補助対象となるか。

新增築に要する建設費等の取得費用も補助対象ですが、土地の取得費用は対象外です。

◆車両は補助対象となるか。

対象なりません。

◆クラウド利用料も補助対象になるか。

対象となります。ただし、補助対象期間内の経費に限ります。

◆本事業で購入した設備を売却しても問題ないか。

購入した設備を売却・譲渡等するには、その耐用年数を過ぎるまでは、市の承認があらかじめ必要となります。また、相当額の補助金の返還を求める場合があります。その可能性がある場合は、早めに相談してください。

◆自社で施工（調達）する場合、どこまでが補助対象となるか。

社外から調達する原価（当該調達品の製造原価等）を補助対象とします。

◆同一の代表者又は取締役等が経営するグループ会社へ発注する場合も対象となるか。

まずはグループ会社以外への発注をご検討ください。やむをえず、グループ会社へ発注する場合は、自社調達の場合（上記の回答）に準じて考え、当該グループから調達する原価が補助対象経費として認められる場合に限り、この原価をもって補助対象経費に計上することができます。（補助対象経費から利益部分を除く。）なお、グループ会社以外からも合い見積もりをとるようお願いします。

◆事業遂行に必要な特許権、実用新案権、意匠権、商標権等などに関する費用も対象となるのか。

出願料、審査請求料、特許料・登録料の他、弁理士の手続代行費用も対象としています。ただし、補助事業期間中に要した（申込・契約、支払いした）経費のみ対象となりますのでご注意ください。

◆大学等との共同研究に係る費用は補助対象となるか。

対象となります。

◆新たな事業を行うため、国（又は自治体）から営業許可（又は登録）を取得する必要がある。この場合、国（又は自治体）に支払う申請手数料等は補助対象となるか。

対象となりません。

◆販路拡大のためE Cサイトの運営を始めたい。システム構築費用やランニングコストは対象となるのか。

対象となります。ただし、ランニングコストについては、補助対象期間内にかかったもののみ対象となります。

◆新たな事業の宣伝として、SNSにWEB広告を掲載することを検討しているが、対象となるのか。

対象となります。ただし、補助対象期間内に広告が使用・掲載される分のみです。

◆事業拡大として、新たに不動産業、物品賃貸業を行うことを考えているが、補助対象となるか。

財産処分の観点から、貸出しする商品（賃貸物件、貸倉庫、工具備品等）は補助対象とはなりません。

◆自社で新規事業の営業を行うための経費（例：旅費費）は補助対象となるか。

通常の営業活動は補助対象とはなりません。ただし、営業代行料として、外部の専門家に販路開拓を依頼するための経費、不特定多数を対象とした展示会出展等の旅費交通費は補助対象となります。

◆広告宣伝費でホームページを作る場合、金額はいくらでも補助対象経費となるか。

通常、ホームページは企業や新製品のPRのために制作されるものであり、その内容は頻繁に更新されるため、制作費用は原則として、補助対象経費の限度額の範囲内で、全額補助対象経費となります。

◆海外への販路開拓は補助対象となるか。

対象となります。

◆2号店をオープンするにあたり新店舗を借り上げるための、賃料、敷金、礼金、保証金も補助対象となるか。

対象とはなりません。

◆店舗独自のクーポン発行事業は対象となるか。

新規顧客獲得・再来店につながる店舗イベント等にかかる経費（来店客への粗品・景品代等）は対象となりますが、クーポン券のような金銭的インセンティブで集客を目指す取組は、今回対象としません。

◆来店者記念イベントで配布する粗品として、図書券や商品券は対象となるか。

換金性の高い金券類は、対象としません。

◆人材紹介事業者を仲介し、雇用を行った場合に支払う成功報酬は対象となるのか。

対象となります。

◆会員限定の講演会等に参加する場合、その入会費や年会費も対象となるか。

講演会等へ参加するために新たに組織・団体への入会が必要である場合は対象となりますが、年会費については入会から補助対象期間終了までの期間で按分した額が補助対象となります。

◆代表者の資格取得のための教材費・受講等は補助対象となるのか。

原則、補助対象外とし、人材育成の対象者は従業員に限ります。従業員がいない代表者のみの会社や個人事業主である場合、事業計画の取組や今後の事業展開のために必要な資格取得である場合、代表者の資格取得も対象となる場合もあるため、市に相談してください。

◆従業員の資格取得のための検定料は補助対象となるのか。

今後の事業展開に必要な資格であれば、対象となります。

5 審査について

◆面接（プレゼンテーション）審査には、代表者の出席が必要ですか。

出席は、トライアル補助金で行う事業の権限を持つ担当者が構いません。

◆審査の優遇措置を受けたいが、「パートナーシップ構築宣言」とは何か。

「パートナーシップ構築宣言」とは、取引先とのパートナーシップを強化するなど「新たな共存共栄関係の構築」を企業の代表者名で宣言（コミット）するものであり、円滑な価格転嫁や取引の適正化の促進を図るため、国が推進する気運醸成の取組です。

具体的には、企業は代表者の名前で、

- サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列当を超えた新たな連携（企業間の連携、IT実装支援、グリーン化の取組等）※お互いWin-Winの関係で！
 - 適正な取引価格の実現 ※価格交渉ができる関係に！
 - 下請代金の支払条件改善 ※資金繰りの改善
- に重点的に取り組むことを宣言するものです。

この宣言は、あらゆる規模・業種の企業や個人事業主ができる（大企業だけでなく、中小企業等も発注者の立場になることがある）ため、より多くの企業が「パートナーシップ構築宣言」に参加することで、大企業も中小企業も適正な取引を尊重する機運が醸成される（価格転嫁と賃上げの機運醸成につながる）ものと考えています。

◆「パートナーシップ構築宣言」はどうすればできるのか。

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトから「パートナーシップ構築宣言」の登録ができます。サイト内の「概要・登録方法」のページをご参照ください。

<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

[問合せ先]



● 「宣言」について

中小企業庁企画課 03-3501-1765

内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付参事官（産業・雇用担当）付

03-6257-1541

● 「宣言」の提出・掲載について

（公財）全国中小企業振興機関協会 03-6228-3802

6 実績報告、支払いについて

◆補助金はいつ受け取れるか。

補助事業完了後です。

実績報告書の提出後、市でその内容の確認を行い、補助金額の確定し、実績払します。

◆補助金の前払い（先払い）してもらえないのか。

補助金の支払いは、補助事業完了後、実績払いします。前払い（先払い）は行いません。

◆経費の支払いは現金払いでもよいのか。

経費の支払は、支出状況確認のため銀行振込みが原則です。手形支払を行う場合は、補助事業終了日までに決済されることが必要です。なお、相殺決済の場合は補助対象外となりますので、ご注意ください。

◆経費の支払いをクレジットカードやキャッシュレス決済等で行うことはできるか。

対象となります。ただし、以下の全てを満たすことが必要です。

- ①クレジットカードの名義が交付決定を受けた者と同一であること
- ②令和8年2月27日までにカード会社による金融機関等からの引き落としが完了していること
- ③引き落としが行われた金融機関等の口座名義が交付決定を受けた者と同一であること

なお、当該決済に関する経費の明細がない場合は、別途明細を確認できるものが必要となりますので、ご注意ください。

◆分割払いによる支払いは認められるのか。

分割払いによる支払いの場合は、補助対象期間内（令和8年2月27日まで）にその全額の経費の支払いが完了している必要があります。完了していない場合は、全額が補助対象外となります。また、分割払いに関する手数料は補助対象外です。

◆経費の支払い書類はレシートでもよいのか。

レシートは認められません。購入店等で領収書を発行してもらってください。